○関東地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十五号	東京都大田区南蒲田一丁目三七番一地先から同区南蒲田一丁目四四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十六日

○関東地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号及び十七号	さいたま市西区宮前町一八九一番一から同市西区大字内野本郷字前原三五六番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十七日

○関東地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	さいたま市西区宮前町一七九〇番一から上尾市小敷谷字儘上七三〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十七日

○関東地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さいたま市北区吉野町一丁目四一五番九から鴻巣市大字箕田字団右エ門一七四〇番一まで	前	A　一九・七六～七一・六〇（メートル）	一八・三七一（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一二・〇〇～三六一・〇〇	五・九二八	
		C　〇・〇〇～一八七・〇〇	二・一二四	
	後	A　一九・七六～七一・六〇	一八・三七一	
		B　一二・〇〇～三六一・〇〇	五・九二八	
		C　〇・〇〇～一八七・〇〇	二・一二四	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	桶川市大字川田谷字稲荷二八八六番三地先から北本市石戸宿一丁目二九一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十八日

○関東地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	横浜市都筑区牛久保町字原一九六一番一から同市都筑区牛久保町字原一九六五番一〇まで	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十六日

○関東地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
埼玉県比企郡川島町大字平沼字一丁田一三六九番一から桶川市大字川田谷字大沼五〇五四番一まで	前	二七・四〇～二九九・〇〇（メートル）	四・四六二（キロメートル）
	後	二七・四〇～二九九・〇〇	四・四六二

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	埼玉県比企郡川島町大字平沼字一丁田一三四二番一から桶川市大字川田谷字大沼五〇五五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十六日